

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	1 / 16

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 青森社会福祉振興団
特別養護老人ホーム みちのく荘

2025 年 4 月 1 日 改定

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	2 / 16

介護老人福祉施設重要事項説明書

介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、事業者として入居者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 担当生活相談員

氏名 今 友明（こん ともあき） 連絡先 ☎ 0175-23-1600

※ご不明の点は、何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホーム みちのく荘
所在地	青森県むつ市十二林11番13号
指定番号	青森県 0270800147号（ユニット型） むつ市 0290800077号（地域密着型）
管理者役職・氏名	施設長 今 友明（こん ともあき）
連絡先	☎ 0175-23-1600 FAX 0175-23-1601

3 事業所の職員体制

【ユニット型介護福祉施設】

職 種	資 格	常 勤	非常勤	兼 務	計	業務内容
施設長	介護支援専門員 ユニット管理者	1名		生活相談員 他事業所	1名	業務の管理、職員の管理
生活相談員	介護支援専門員 介護福祉士	1名		施設長 他事業所	1名	入居者の生活相談、処遇の企画 や実施、関係機関等のコーディネート
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		介護職員 他事業所	1名	入居者の処遇の企画や実施、関係機関等のマネジメント
看護職員	看護師	3名		他事業所	4名	入居者の保健衛生
	准看護師	1名		機能訓練指導員 他事業所		
介護職員	介護福祉士	5名	2名		20名	入居者の日常生活全般にわたる介護業務
	初任者研修		2名			
	ヘルパー1級					
	なし	8名	3名			
介助員			8名	他事業所	8名	清掃業務
栄養士	管理栄養士	1名		他事業所	1名	栄養ケア計画作成
	栄養士	1名		他事業所	1名	食事の献立作成、栄養管理
事務員		1名		他事業所	1名	一般事務、経理、総務
管理員		3名		他事業所	3名	
調理員	調理師	4名		他事業所	9名	入居者の給食業務
	なし	3名	2名			
宿直員			2名	他事業所	2名	夜間の防火管理、緊急連絡
歯科衛生士	歯科衛生士	1名		他事業所	1名	入居者の口腔ケアを実施
機能訓練指導員	准看護師	1名		看護職員 他事業所	1名	日常生活の機能訓練

○法律に則する職員配置基準では、入居者 3人 ： 職員 1人 、となります。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	3 / 16

【地域密着型介護福祉施設】

職 種	資 格	常 勤	非常勤	兼 務	計	業務内容
施設長	介護支援専門員 ユニット管理者	1名		生活相談員 他事業所	1名	業務の管理、職員の管理
生活相談員	介護支援専門員 介護福祉士	1名		施設長 他事業所	1名	入居者の生活相談、処遇の 企画や実施、関係機関等のコー ディネート
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		介護職員 他事業所	1名	入居者の処遇の企画や実施、関 係機関等のマネジメント
看護職員	看護師	3名		他事業所	4名	入居者の保健衛生
	准看護師	1名		機能訓練指導員 他事業所		
介護職員	介護福祉士	4名			9名	入居者の日常生活全般にわたる 介護業務
	なし	5名				
介助員			8名	他事業所	8名	清掃業務
栄 養 士	管理栄養士	1名		他事業所	1名	栄養ケア計画作成
	栄養士	1名		他事業所	1名	食事の献立作成、栄養管理
事 務 員		1名		他事業所	1名	一般事務、経理、総務
管 理 員		3名		他事業所	3名	
調 理 員	調理師	4名		他事業所	9名	入居者の給食業務
	なし	3名	2名			
宿 直 員			2名	他事業所	2名	夜間の防火管理、緊急連絡
歯科衛生士	歯科衛生士	1名		他事業所	1名	入居者の口腔ケアを実施
機能訓練指導員	准看護師	1名		看護職員 他事業所	1名	日常生活の機能訓練

○法律に則する職員配置基準では、入居者 3人 : 職員 1人 、となります。

4 設備等の概要

定 員	60名	元 町	リビング 108.79㎡ 中間浴室 13.90㎡ 居室(10室) 13.84㎡
本 町	リビング 114.62㎡ 居室(9室) 14.72㎡	北 町 (地域密着型)	リビング 115.45㎡ 居室(2室) 21.36㎡ 居室(2室) 21.76㎡ 居室(4室) 13.84㎡
西 町	リビング 81.44㎡ 居室(8室) 14.72㎡		
東 町	リビング 95.59㎡ 中間浴室 14.85㎡ 居室(6室) 14.72㎡ 居室(1室) 18.69㎡ 居室(1室) 22.20㎡	南 町 (地域密着型)	リビング 107.34㎡ 特別浴室 16.10㎡ 居室(2室) 21.32㎡ 居室(8室) 13.84㎡

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	4 / 16

安全にかかわる設備	
入居者居室	見守り支援機器 60 台

見守り支援機器を使用した見守りは入居者のプライバシーに配慮しながら実施します。

5 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①施設サービス計画に基づき、入居者が可能な限り、居宅での生活への復帰が可能になることを念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活全般にわたる相談、機能訓練、健康管理等、日常生活を送るために必要な支援を行います。
- ②入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護老人福祉サービスを提供するよう努めます。
- ③明るく家庭的な雰囲気の下、ご家族や地域との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
職員への研修の実施	○	研修計画書に従い実施します
サービスマニュアルの作成	○	
身体拘束の有無	×	基本的には行いませんがもし行う場合には、身体拘束等行動制限取扱要領に基づきます
秘密の保持の有無	○	職員全員より誓約書をとっています

6 サービスの内容と利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

①食事

栄養士の立てる献立表により、栄養及び入居者の身体状況、嗜好を考慮した食事を提供します。特に、普通のお食事では飲み込みに支障がある場合には刻み食、流動食、ゼリー食等による食事を提供します。おいしく食べられる雰囲気作りや衛生（手洗い、消毒、おしぼり等）に配慮し、介助や見守りについても徹底しながら、安全な食事提供を行います。また、食事場所は基本的に、入居者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。希望や必要により対応しております。食べられないものやアレルギーのある方は事前にご相談下さい。なお、献立は一週間前には所定の掲示板に掲げ入居者にわかるようにいたします。

食事時間：朝食 7：00～9：00

昼食 12：00～14：00

夕食 17：00～19：00

（入居者のご希望により、時間は変更することが可能です。）

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	5 / 16

②入浴介助

入居者のご希望や身体状況にあわせて入浴形態を決めさせていただきます。体調不良のため当日の入浴ができない場合には、タオルでの清拭や、足・手浴または、別な日に入浴することも可能です。なお、1週間当たりの入浴回数は、基本的に入居者1人につき2回以上です。

③排泄介助

排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用することに配慮しながらおむつ交換、失禁のお世話、トイレやポータブルトイレへの移動介助または見守り等を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況や希望に応じて、日常生活を送るのに必要な基本的な動作（起居、移動、食事、着脱衣等）の維持につながるようケアプランに従って訓練を行います。

⑤健康管理

・看護職員により入居者の入浴日に、血圧、体温、脈拍、一般状態をチェックします。当施設の嘱託医により、週1回診察を行い、健康管理に努めています。健康管理や療養指導につきましては、介護保険給付サービスに含まれていますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関への通院や入院等により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただきます。

- ・年1回定期的に健康診断を行います。
- ・慢性疾患や急性疾患等で通院が必要な時は、入居者ご本人の状態によりご家族へ付き添いをお願いする場合があります。
- ・通院の必要がない場合でも、施設内で医療行為（点滴等）施行の場合は家族の方に付き添いをお願いします。
- ・入院の際は、病院の指示により付き添いが必要となる場合があります。万が一、付き添いが出来ない場合は有料の看護師や付き添い人が必要となります。なお、入院に関する一切の費用は、ご家族での対応となります。
- ・入居者の終末時の際は、身元保証人の方に来園していただきます。また、宿泊も可能です。
- ・健康管理のため、食事療法（食事制限等）を行うことがございますので、ご了承ください。
- ・急変時には、嘱託医に連絡しその指示に従うことになります。但し、嘱託医が不在等で指示を受けることが出来ない場合は、むつ総合病院に搬送させていただくことになります。
- ・施設でお亡くなりになった場合は嘱託医が死亡確認をさせていただいていますが、嘱託医が不在等で確認出来ない状況の場合は、救急車を要請させていただくことになります。

⑥生活相談

入居者が抱えている生活上の色々な悩み、不安等に耳を傾け、専門的な助言を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床を行います。
- ・生活のリズムを考え、基本的に昼間は日常着、夜は寝間着でその人に合わせた着脱介助を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、整髪、美容、爪切り等の整容介助を行います。

⑧寝具について

シーツの交換は毎週1回行います。また寝具の消毒は毎月1回行います。なお、汚れた際には、その都度お取り替えいたします。

⑨喫煙、飲酒について

当施設内は禁煙となっています。飲酒はご自由ですが、医師等により禁止されている場合はご遠慮願います。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	6 / 16

⑩面会について

- ・ 面会可能時間は、9：00～20：00となっていますが、ご連絡いただければ随時ご面会できます。
- ・ 来訪者が入居者のお部屋に宿泊することができます。その際は当施設の許可を得てください。また、1泊2,000円で布団の貸し出しも行っています。
- ・ 面会時、食べ物を差し入れる場合は、入居者が食事療法等をしていることもありますので必ず職員にお尋ねください。

⑪外出、外泊について

外出、外泊の際には、必ず届出が必要です。所定の用紙にご記入のうえ、提出してください。また、お盆や年末年始の際は出来るだけご家庭に外泊させてください。

⑫迷惑行為の禁止

施設内の居室や設備、器具は本来の方法に従ってご利用ください。

また、騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。やみくもに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。なお、施設内でのペットの持ち込み及び飼育、他入居者に対する執拗な宗教行動はご遠慮ください。

(2) 利用料金

介護保険対象分

介護保険からの給付サービスを利用する場合、入居者のご負担は所定介護報酬の介護保険負担割合証による自己負担割合及び介護保険負担限度額認定証に応じた額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額入居者のご負担となります。

【ユニット型介護福祉施設】

①基本料金（負担割合が1割の場合）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
ユニット型 個室	670円	740円	815円	886円	955円

②居住費

	利用者負担 段階1	利用者負担 段階2	利用者負担 段階3①	利用者負担 段階3②	利用者負担 段階4
ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,129円

③食費

	利用者負担 段階1	利用者負担 段階2	利用者負担 段階3①	利用者負担 段階3②	利用者負担 段階4
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,600円

※ 介護保険の給付対象とならないサービスに関しては別表に記載されております。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	7 / 16

【地域密着型介護福祉施設】

①基本料金（負担割合が1割の場合）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
従来型個室	6 0 0 円	6 7 1 円	7 4 5 円	8 1 7 円	8 8 7 円
多床室	6 0 0 円	6 7 1 円	7 4 5 円	8 1 7 円	8 8 7 円

②居住費

	利用者負担 段階1	利用者負担 段階2	利用者負担 段階3	利用者負担 段階4
従来型個室	3 8 0 円	4 8 0 円	8 8 0 円	1, 2 8 4 円
多床室	0 円	4 3 0 円	4 3 0 円	9 4 0 円

③食費

	利用者負担 段階1	利用者負担 段階2	利用者負担 段階3①	利用者負担 段階3②	利用者負担 段階4
食費	3 0 0 円	3 9 0 円	6 5 0 円	1, 3 6 0 円	1, 6 0 0 円

※ 介護保険の給付対象とならないサービスに関しては別表に記載されております。

7 介護保険法の改正

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、当施設の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

8 料金の請求及び支払い方法

- （1）月利用分の請求書を翌月13日迄に発送いたします。なお、領収書は口座振替確認後、翌月の請求書に同封いたします。また、利用者の都合により領収書の再発行を希望される際は1件につき1,000円を現金にてお支払い頂くことになりますので、大切に保管してください。
- （2）料金のお支払いは口座振替にてお願いします。
- （3）平成 25 年 3 月 31 日以前に入居された方
入居時点の支払い方法が適用となりますが、支払い方法の変更を希望される方は事業所へお申し出ください。

9 入退居の手続き

（1）入居手続き

- ①要介護1以上の認定を受けた方で、入居を希望する方は、電話等でご連絡ください。
 - ②みちのく荘入居申込書の記入・提出をしていただき入居待機者となります。
 - ③居室が空き入居出来る状態になりましたら連絡いたします。
 - ④入居が決定した場合、契約を締結します。契約の有効期間は要介護認定期間と同じです。ただし、入居要件が満たされれば自動的に更新します。
- ※ 詳細は、生活相談員にお尋ねください。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	8 / 16

(2) 契約の終了

当施設との契約では、契約終了の期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、下記のような事項に該当することになった場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

①入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の30日前までに所定の退居届をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ア. 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- イ. 入居者が入院された場合
- ウ. 当施設が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- エ. 当施設もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- オ. 当施設もしくは職員が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- カ. 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらなかった場合

②当施設からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

当施設は、以下ア、イの場合は、文書で通知することにより協議の上、当施設から退居させていただく場合があります。但しウ、エ、オ、カの場合は、文書で通知することなく当施設から退居していただきます。

- ア. サービス利用料金及び日用品費の支払いが定められた期日までになされず、遅延回数が通算3回になった場合。
- イ. 入居者がサービス利用料金の支払いを、サービス利用月の月末から2カ月遅滞した場合には督促状を発行します。催告後、7日以内に支払わない場合。
- ウ. 入居者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- エ. 入居者またはその家族等が、当施設又は施設の職員もしくは他の利用者等に対して以下の禁止行為を繰り返す等生命、身体、人格、財産、信用等を傷つけ、又はその人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
 - ①身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為：叩くなど）
 - ②精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為：暴言・大声を発する・怒鳴る・いやがらせ・誹謗中傷など）
 - ③セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為：必要もなく手や腕をさわる・性的な発言など）
 - ④サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。
- オ. 入居者及びそのご家族等と、当施設との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。
- カ. 入居者が連続して3カ月を超えて病院に入院すると見込まれるか、または入院した場合
 - ※入院後1カ月頃を目途に治療・療養状況等を確認させていただき、3カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。退院後に再度入居のご希望がある場合は、改めて入居の申請が必要となります。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	9 / 16

③契約の自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ア. 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護事業所などへ入居した場合
- イ. 入居者の介護認定区分が、非該当（自立）、要支援となった場合
（但し、入居者が平成12年3月31日以前から特別養護老人ホームに入居している場合は適用されません。）
- ウ. 入居者が亡くなられた場合、または被保険者資格を喪失された場合
- エ. 当施設が解散あるいは破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- オ. 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- カ. 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

④円滑な退居のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、当施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- ア. 適切な病院、診療所、介護老人保健施設等の紹介
- イ. 居宅介護支援事業者の紹介
- ウ. その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

10 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称	むつ総合病院
院長 名	松 浦 修
所 在 地	むつ市小川町1丁目2番8号
電 話 番 号	0175-22-2111
診 療 科	内科、消化器科、循環器科、外科、メンタルヘルス科、神経科 他
入 院 設 備	有

医療機関の名称	みどりがおか歯科クリニック
院長 名	石 崎 博
所 在 地	むつ市緑が丘6番2号
電 話 番 号	0175-34-1430
診 療 科	歯科・歯科口腔外科
入 院 設 備	無

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	10 / 16

1 1 嘱託医師

医療機関の名称	みちのくクリニック
医 師 名	川 部 汎 康
所 在 地	むつ市十二林1 7 番1 号
電 話 番 号	0 1 7 5－2 3－1 1 7 1
診 療 科	内科・消化器内科、
入 院 設 備	無

医療機関の名称	槇皮膚科医院
院 長 名	槇 泉
所 在 地	むつ市柳町1 丁目8 番1 号 木村ビル2 階
電 話 番 号	0 1 7 5－2 2－1 8 8 1
診 療 科	皮膚科
入 院 設 備	無

1 2 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当施設及びその職員は、業務上知り得た入居者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 当施設は、そのサービス提供上知り得た入居者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
- (3) 当施設及びその職員は、必要な範囲において入居者及びそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、入居者及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
- (4) 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	11 / 16

1 3 非常災害対策

災害時の対応	別途に定める消防計画にのっとり対応します。
防災設備	自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉 室内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。
防災訓練	年2回以上（総合、避難、消火、通報の訓練を行います。）
防火責任者	藤江 一人

1 4 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡ください。

苦情・相談窓口	受付担当者 大山 健 （おおやま たける） 対応時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ☎ 0175-23-7101 FAX 0175-23-1601
---------	--

※ ご意見箱も、事務室カウンター横に設置しています。

○次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

むつ市役所 介護福祉課	所 在 地 青森県むつ市中央一丁目8番1号 ☎ 0175-22-1111 介護福祉課 介護保険グループ
青森県国民健康 保険団体連合会	所 在 地 青森県青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル3階 ☎ 017-723-1336 FAX 017-723-1088

1 5 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、入居者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに入居者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1 6 損害賠償について

- (1) 当施設において、当施設の責任により入居者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 当施設は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。

①入居者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	12 / 16

②入居者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴収・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。

③入居者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。

④入居者が、当施設もしくは職員の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

（3）物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。

（4）修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償をいたしかねることがあります。

（5）取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。

（6）入居者またはそのご家族等は、入居者またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、当施設の職員の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

1.7 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 青森社会福祉振興団
代表者役職・氏名	理事長 中 山 辰 巳
所 在 地	青森県むつ市十二林 11 番 13 号
連 絡 先	☎ 0175-23-1600 FAX 0175-23-1601
事 業 所 数	特別養護老人ホーム…3 カ所 ケアハウス…1 カ所 単独型短期入所施設…1 カ所 認知症対応型デイサービスセンター…1 カ所 認知症対応型グループホーム…1 カ所 訪問介護ステーション…1 カ所 訪問看護ステーション…2 カ所 ヘルパースクール…1 カ所 居宅介護支援事業所…3 カ所 在宅介護支援センター…1 カ所 地域包括支援センター…1 カ所 クリニック…1 カ所 デイケアセンター…2 カ所 訪問リハビリテーション…1 カ所 フードセンター…1 カ所

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	13 / 16

18 緊急時の対応

入居者の容体に変化等があった場合は、嘱託医に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族等へ速やかに連絡します。

緊急連絡先	①	氏 名	
		住 所	
		電話番号	
		続 柄	
	②	氏 名	
		住 所	
		電話番号	
		続 柄	

19 自然災害等に伴うサービスの変更

地震、津波、大雨、強風等により、サービスの提供が困難と判断した場合は、必要な期間サービスの一時停止または、サービス提供日時の変更を行います。

20 身元保証人

- (1) 入居者は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障が生じるときは、身元保証人をもって本契約の締結を行うことができます。
- (2) 身元保証人は、連帯保証人を兼ねる者とし、入居者の代行者として、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うものとし、責務の範囲は以下のとおりとします。なお、身元保証人は本契約に定める入居者の当施設に対する義務の履行について保証し、入居者と連携してこれを履行する義務を負うものとし、
 - ①本契約の締結手続き
 - ②利用料金の支払い
 - ③その他、入居者のサービス利用にかかわる一切の事項
 - ④身元保証人を変更する場合の通知
 - ⑤入居者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ⑥契約終了の場合、当施設と連携して入居者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - ⑦入居者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。
- (3) 身元保証人において、本契約上の身元保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、入居者は新たな身元保証人を選定し、本施設に通知するものとします。

21 連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担するものとします。
- (2) 前項の負担は、極度額 150 万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、延滞なく、利用料等の支払状況や延滞金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。
- (4) 連帯保証人において、本契約上の連帯保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、入居者は新たな連帯保証人を選定し、本施設に通知するものとします。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	14 / 16

2 2 協議事項

- (1) この契約に定めのない事項については、介護保険法の関係法令に従い、入居者と当施設の協議により定めます。

文書番号	特養－04	重要事項説明書	最新版記号	Ac
主管部署	特みち		ページ数	15 / 16

【説明確認欄】

年 月 日

上記重要事項について説明しました。

事業者 住所 青森県むつ市十二林1 1 番1 3号
名称 特別養護老人ホーム みちのく荘
(説明者) 氏名

上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

入居者 住所
氏名

(署名代行者)

(続柄)
※成年または任意後見人の場合は、以下に記載

☐ 成年後見人 住所
☐ 任意後見人
(該当の場合レ点) 氏名

身元保証人及び連帯保証人として入居者と同様、上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

身元保証人 住所
(兼連帯保証人) 氏名

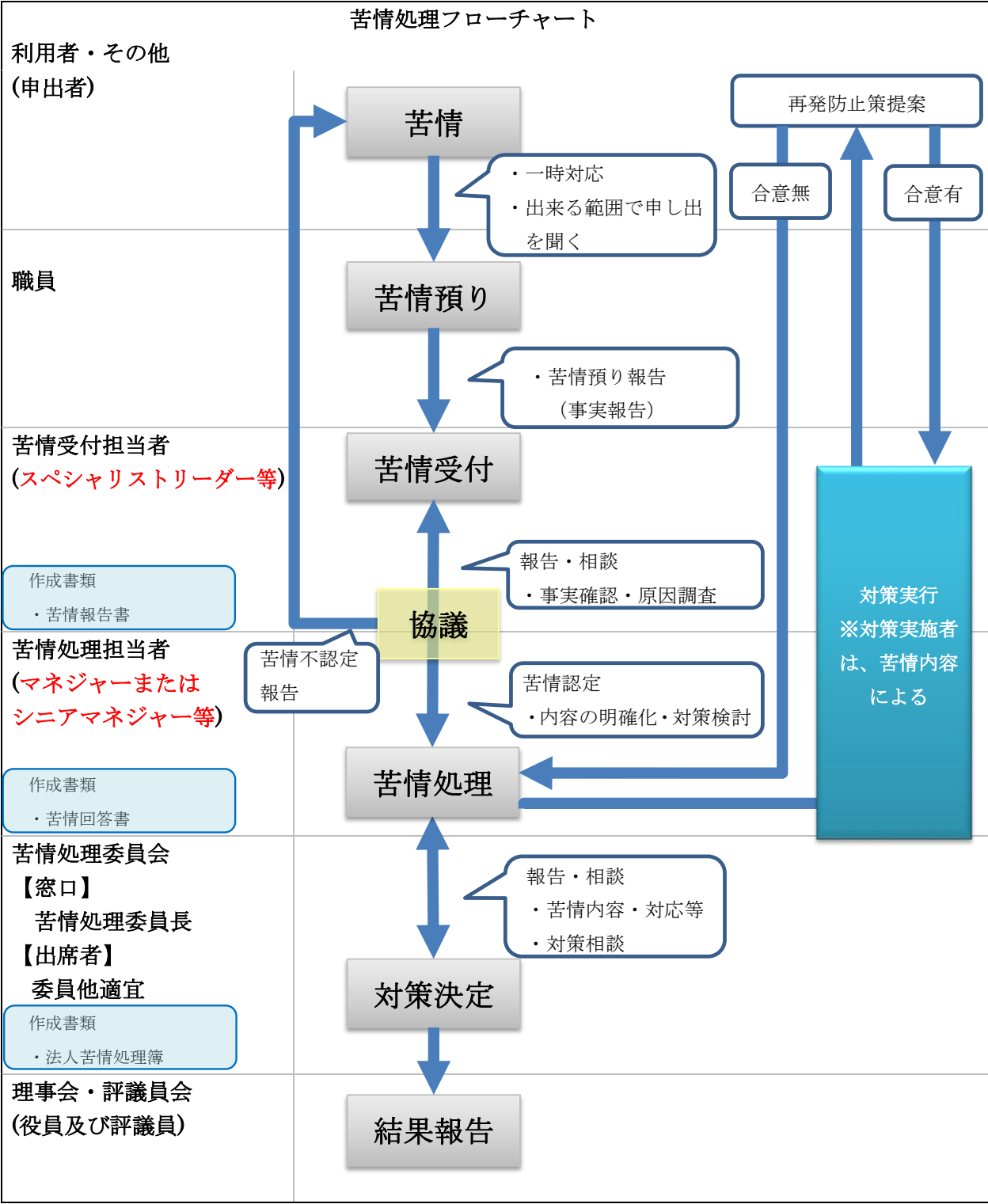
続柄

連帯保証人 住所
氏名

続柄

請求書送付先 住所
氏名

続柄



※適宜、管理職戦略会議及びサービス向上委員会に報告すること